

奈良県告示第百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和三年十月一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
吉村薬局	五條市五條三丁目一―一	令和二年七月二十日
三室歯科医院	生駒郡三郷町三室一丁目一四番八号	令和三年七月一日